参考資料
（令和８年版死因究明等推進白書）

目次

1　死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）..... 1
2　死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）..... 6
3　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抄）..... 9
4　刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）（抄）..... 10
5　検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）（抄）..... 11
6　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）..... 12
7　医師法（昭和 23 年法律第 201 号）（抄）..... 15
8　死因究明等の推進に関する業務の基本方針について（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）..... 16
9　死因究明等推進本部令（令和 2 年政令第 72 号）..... 17
10　死因究明等推進本部事務局組織規則（令和 2 年厚生労働省令第 53 号）..... 18
11　死因究明等推進本部運営規則（令和 2 年 6 月 25 日死因究明等推進本部決定）..... 19
12　死因究明等推進計画の案の作成方針について（令和 2 年 6 月 25 日死因究明等推進本部決定）..... 20
13　死因究明等推進計画検討会の開催について（令和 2 年 6 月 25 日死因究明等推進本部決定）..... 21
14　死因究明等推進計画検討会運営細則（令和 2 年 7 月 28 日死因究明等推進本部長決定）..... 22
15　死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について（令和 5 年 5 月 11 日死因究明等推進本部決定）23
16　死因究明等推進計画（令和 6 年 7 月 5 日閣議決定）..... 24
17　我が国における死因究明のための解剖制度（概要）..... 39
18　死因究明等施策関係予算 40
19　法医学教室における体制及び死体取扱状況 41
20　監察医務機関における体制及び死体取扱状況 42
21　海上保安庁における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況..... 42
22　都道府県警察における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況（刑事関係）..... 43
23　都道府県警察における死体取扱状況（交通関係）..... 44

1　死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　基本的施策（第十条―第十八条）
第三章　死因究明等推進計画（第十九条）
第四章　死因究明等推進本部（第二十条―第二十九条）
第五章　死因究明等推進地方協議会（第三十条）
第六章　医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度（第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「死因究明」とは、死亡に係る診断若しくは死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の検案若しくは解剖又はその検視その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。

2　この法律において「身元確認」とは、死体の身元を明らかにすることをいう。

3　この法律において「死因究明等」とは、死因究明及び身元確認をいう。

（基本理念）

第三条　死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一　死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二　死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三　身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四　死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2　死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

3　死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（大学の責務）

第六条　大学は、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（連携協力）

第七条　国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（法制上の措置等）

第八条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第九条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

第二章　基本的施策

（死因究明等に係る人材の育成等）

第十条　国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるよう、医師、歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実、死因究明等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、警察等（警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。以下同じ。）における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、死因究明等に係る業務に従事する警察官、海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備）

第十一条　国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的教育を受けた人材の確保及び研究の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって不可欠であることに鑑み、大学等における死因究明等に関する教育研究施設の整備及び充実その他の死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備）

第十二条　国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互

に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする。

（警察等における死因究明等の実施体制の充実）

第十三条　国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

（死体の検案及び解剖等の実施体制の充実）

第十四条　国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

（死因究明のための死体の科学調査の活用）

第十五条　国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査（死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。以下この条において同じ。）その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。）の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に関係する者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備）

第十六条　国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査（身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実を図るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとする。

（死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進）

第十七条　国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の適切な管理）

第十八条　国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章　死因究明等推進計画

第十九条　政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならない。

2　死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項

二　死因究明等に関し講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

3　死因究明等推進計画に定める前項第二号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4　厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5　厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。

6　政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7　政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8　第四項及び第五項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

第四章　死因究明等推進本部

（設置及び所掌事務）

第二十条　厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　死因究明等推進計画の案を作成すること。

二　死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三　前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第二十一条　本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員十人以内をもって組織する。

（死因究明等推進本部長）

第二十二条　本部の長は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）とし、厚生労働大臣をもって充てる。

（死因究明等推進本部員）

第二十三条　本部に、死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二　死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者

3　前項第二号の本部員は、非常勤とする。

（専門委員）

第二十四条　本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（幹事）

第二十五条　本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2　幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

（資料提出の要求等）

第二十六条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（本部の運営の在り方）

第二十七条　本部の運営については、第二十三条第二項第二号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

（事務局）

第二十八条　本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第二十九条　この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　死因究明等推進地方協議会

第三十条　地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

第六章　医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第三十一条　医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

2　死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）

第一条　この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条　死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二　医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合

三　第八条の規定により解剖する場合

四　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百二十九条（同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合

五　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六十四条第一項又は第二項の規定により解剖する場合

六　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十三条第二項の規定により解剖する場合

七　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第一項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により解剖する場合

2　保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

3　第一項の規定による許可に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三条　厚生労働大臣は、前条第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　医師又は歯科医師がその免許を取り消され、又は医業若しくは歯科医業の停止を命ぜられたとき。

二　この法律の規定又はこの法律の規定に基く厚生労働省令の規定に違反したとき。

三　罰金以上の刑に処せられたとき。

四　認定を受けた日から五年を経過したとき。

第四条　厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

2　厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。

3　第二条第一項第一号の認定及びその認定の取消に関して必要な事項は、政令で定める。

第五条及び第六条　削除

第七条　死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一　死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合

二　二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにす

るため特にその解剖の必要を認め、かつ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待つていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合

三　第二条第一項第三号、第四号又は第七号に該当する場合

四　食品衛生法第六十四条第二項の規定により解剖する場合

五　検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

第八条　政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2　前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

第九条　死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十条　身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

第十一条　死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは、二十四時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

第十二条　引取者のない死体については、その所在地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）は、医学に関する大学の長（以下「学校長」という。）から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

第十三条　市町村長は、前条の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付証明書を交付しなければならない。

2　前項の規定による死体交付証明書の交付があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定による許可があつたものとみなし、死体交付証明書は、同法第八条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

第十四条　第十二条の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡の要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならない。

第十五条　前条に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から引渡の要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

第十六条　第十二条の規定により交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に規定する市町村は、遅滞なく、同法所定の手続（第七条の規定による埋火葬を除く。）を行わなければならない。

第十七条　医学に関する大学又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による地域医療支援

病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

2　遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第十八条　第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体（第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第十九条　前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない。

2　遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第二十条　死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

第二十一条　学校長は、第十二条の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓標費であつて、死体の交付を受ける際及びその後に要したものを負担しなければならない。

第二十二条　第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

附　則　（略）

3　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抄）

第六十四条　都道府県知事等は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に付することができる。

②　前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

③　前二項の規定は、刑事訴訟に関する規定による強制の処分を妨げない。

④　第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失わないように注意しなければならない。

4　刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）（抄）

第四十七条　訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第百二十九条　検証については、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第百六十八条　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

②　裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。

③　裁判所は、身体の検査に関し、適当と認める条件を附することができる。

④　鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。

⑤　前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

⑥　第百三十一条、第百三十七条、第百三十八条及び第百四十条の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第二百二十五条　第二百二十三条第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第百六十八条第一項に規定する処分をすることができる。

②　前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。

③　裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。

④　第百六十八条第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。

第二百二十九条　変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。

②　検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

5　検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）（抄）

（診察及び検査）

第十三条　検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2　検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

6　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）

（目的）

第一条　この法律は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

（礼意の保持）

第二条　警察官は、死体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意しなければならない。

（遺族等への配慮）

第三条　警察官は、死体の取扱いに当たっては、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならない。

（死体発見時の調査等）

第四条　警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

2　警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

3　警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

（検査）

第五条　警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手続が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。第十三条において同じ。）その他の政令で定める検査を実施することができる。

2　前項の規定による検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査であって政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

3　第一項の場合において、取扱死体が変死体であるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条の規定による検視があった後でなければ、同項の規定による検査を実施することができない。

（解剖）

第六条　警察署長は、取扱死体について、第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。

2　警察署長は、前項の規定により解剖を実施するに当たっては、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、この限りでない。

3　警察署長は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であって、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、第一項の規定による解剖の実施を委託することができる。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定により解剖を実施する場合について準用する。

（守秘義務等）

第七条　前条第三項の規定により解剖の実施の委託を受けた法人又は機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者であって、当該解剖の実施に関する事務に従事したものは、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　前項の規定は、同項に規定する者が、同項に規定する事務によって得られた医学的知見を公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のために活用することを妨げるものではない。

（身元を明らかにするための措置）

第八条　警察署長は、取扱死体について、その身元を明らかにするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができる。

2　前項の規定による身元を明らかにするための措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置であって政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

3　第五条第三項の規定は、第一項の規定による身元を明らかにするための措置について準用する。

（関係行政機関への通報）

第九条　警察署長は、第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

（死体の引渡し）

第十条　警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該取扱死体を引き渡さなければならない。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）に引き渡すものとする。

2　警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元を明らかにすることができないと認めるときは、遅滞なく、着衣及び所持品と共に当該取扱死体をその所在地の市町村長に引き渡すものとする。

（国家公安委員会規則への委任）

第十一条　第二条から前条までに定めるもののほか、警察が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（準用）

第十二条　第二条から前条までの規定は、海上保安庁が死体を取り扱う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「警察官」とあるのは「海上保安官又は海上保安官補」と、第四条第一項中「警察署の警察署長」とあるのは「海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条第一項、第九条並びに第十条中「警察署長」とあるのは「海上保安部長等」と、前条中「警察」とあるのは「海上保安庁」と、「国家公安委員会規則」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（人材の育成等）

第十三条　政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が正確かつ適切に遂行されるよう、当該措置に係る業務に従事する警察官、海上保安官、海上保安官補、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、大学における法医学に係る教育及び研究の充実、死体の検案及び解剖並びに死体の科学調査（死因又は身元を明らかにするため死体に対して行う薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断、遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）の実施体制の充実その他必要な体制の整備を図るものとする。

（財政上の措置）

第十四条　政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が円滑に実施されるようにするため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（罰則）

第十五条　第七条第一項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

7　医師法（昭和 23 年法律第 201 号）（抄）

第十九条　診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2　診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十条　医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一条　医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

8　死因究明等の推進に関する業務の基本方針について（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）

死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）の成立を踏まえ、これまで内閣府において担当していた死因究明等（死因究明及び身元確認）の推進に関する業務を厚生労働省に移管し、今後、厚生労働省において死因究明等の推進に関する企画及び立案並びに総合調整の業務を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1．基本的な方針

死因究明等については、生命の尊重と個人の尊厳の保持、紛争の未然防止、国民生活の安定及び公共の秩序の維持等に資するものであり、また、公衆衛生の向上及び増進、災害、事故等の被害の拡大の防止等の観点からも、その推進が図られることが極めて重要である。

死因究明等の推進については、死因究明等推進計画（平成 26 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところであるが、令和元年 6 月に死因究明等推進基本法が成立し、関係閣僚及び有識者により構成される死因究明等推進本部が厚生労働省に置かれることとされ、同本部において、死因究明等推進計画の案の作成、必要な関係行政機関相互の調整などの事務を実施することとされたところである。これを踏まえ、同法の施行（令和 2 年 4 月 1 日）以降は、厚生労働省において、死因究明等の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で死因究明等の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

2．1．に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1．の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に死因究明等の推進に取り組むものとする。

(1)　厚生労働省は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 4 条第 3 項に基づき死因究明等の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、関連する所掌事務に当たることとする。

(2)　厚生労働省以外の関係府省庁は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、死因究明等の推進に関連する所掌事務に当たることとする。

3．既往の閣議決定の廃止

「当面の死因究明等施策の推進について」（平成 26 年 9 月 16 日閣議決定）は、廃止する。

9　死因究明等推進本部令（令和 2 年政令第 72 号）

内閣は、死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（死因究明等推進本部長）

第一条　死因究明等推進本部長は、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

（国務大臣以外の本部員の任期等）

第二条　死因究明等推進本部員（以下この条において「本部員」という。）のうち、死因究明等推進基本法第二十三条第二項第二号の本部員の任期は、二年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の本部員は、再任されることができる。

（専門委員）

第三条　本部の専門委員（次項において「専門委員」という。）は、非常勤とする。

2　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（事務局の組織）

第四条　本部の事務局に、参事官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

3　前二項に定めるもののほか、本部の事務局の内部組織の細目は、厚生労働省令で定める。

（本部の運営）

第五条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、死因究明等推進本部長が本部に諮って定める。

附　則　抄

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

10　死因究明等推進本部事務局組織規則（令和 2 年厚生労働省令第 53 号）

1　死因究明等推進本部の事務局に、企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

11　死因究明等推進本部運営規則（令和 2 年 6 月 25 日死因究明等推進本部決定）

（本部の運営）

第一条　死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（開催）

第二条　本部は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）が招集する。

2　本部長は、本部を招集しようとするときは、本部の日時、場所及び審議事項をあらかじめ死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）に通知しなければならない。

（本部員の欠席）

第三条　本部を欠席する本部員は、代理人を本部に出席させ、又は他の本部員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である本部員が欠席する場合は、本部長の了解を得て、副大臣を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣に議決権を行使させることはできない。

2　本部を欠席する本部員は、本部長を通じて、当該本部に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第四条　本部は、本部長が出席し、かつ、本部員の過半数が出席しなければ、本部を開き、議決することはできない。

2　議事を決するに当たり、本部長は出席本部員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、本部長が本部の議論を踏まえた上で、議事を決する。

（専門委員等の出席）

第五条　本部長は、必要があると認めるときは、専門委員その他の者の出席を求めることができる。

（審議の内容等の公表）

第六条　本部長又は本部長の指名する者は、本部の終了後、遅滞なく、当該本部における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。

（議事要旨）

第七条　本部長又は本部長の指名する者は、本部の終了後、速やかに、当該本部の議事要旨を作成し、これを公表する。

（議事録）

第八条　本部長は、本部の終了後、当該本部の議事録を作成し、本部に諮った上で、これを公表する。

2　前項の規定にかかわらず、議事録が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、本部長は、本部に諮った上で、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第九条　この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

12　死因究明等推進計画の案の作成方針について（令和 2 年 6 月 25 日死因究明等推進本部決定）

1．死因究明等推進本部（以下「本部」という。）は、令和 3 年 4 月を目途に、死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号。以下「法」という。）第 19 条に基づく死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）の案の作成を行う。

2．死因究明等推進計画の案は、法第 10 条から第 18 条までに掲げられた基本的施策（下記の注を参照）を中心に、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な措置を定めるものとする。

3．死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進本部長が指名する本部員及び専門委員により構成される検討会を開催するとともに、厚生労働省において、国民の意見を幅広く聴取する。

（注）法第 10 条から第 18 条までに掲げられた基本的施策

○　死因究明等に係る人材の育成等（第 10 条）
○　死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（第 11 条）
○　死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（第 12 条）
○　警察等における死因究明等の実施体制の充実（第 13 条）
○　死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（第 14 条）
○　死因究明のための死体の科学調査の活用（第 15 条）
○　身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（第 16 条）
○　死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（第 17 条）
○　情報の適切な管理（第 18 条）

13　死因究明等推進計画検討会の開催について（令和 2 年 6 月 25 日死因究明等推進本部決定）

1．趣旨

「死因究明等推進計画の案の作成方針について」（令和 2 年 6 月 25 日死因究明等推進本部決定）に基づき、死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2．招集

検討会は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）が招集する。

3．検討会の座長

検討会の座長は、検討会を主宰する者として、本部長が指名する。

4．関係者の出席

検討会は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

5．庶務

検討会の庶務は、厚生労働省死因究明等推進本部事務局において処理する。

6．その他

この決定に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、本部長が定める。

14　死因究明等推進計画検討会運営細則（令和 2 年 7 月 28 日死因究明等推進本部長決定）

（座長の代理）

第一条　座長が死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

（構成員の欠席）

第二条　検討会を欠席する構成員は、代理人を検討会に出席させることはできない。

2　検討会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該検討会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第三条　検討会は、構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

（審議の公開）

第四条　検討会は原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2　座長は、検討会における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第五条　座長は、検討会の終了後、当該検討会の議事録を作成し、検討会に諮った上で、これを公表する。

2　前項の規定にかかわらず、議事録が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、座長は、検討会に諮った上で、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

15　死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について（令和５年５月11日死因究明等推進本部決定）

１．死因究明等推進計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに死因究明等に関する施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、死因究明等推進計画検証等推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

２．推進会議は、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づく死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）が指名する本部員及び専門委員により開催する。

３．推進会議の議長（以下「議長」という。）は、推進会議を主宰する者として、その構成員のうちから本部長が指名する。

４．議長は、自らに事故があった場合に、議長に代わり推進会議を主宰する者として、議長代理を指名する。

５．推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

６．推進会議は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

７．推進会議は、本部長が招集する。

８．推進会議は、原則として公開する。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

９．議長は、推進会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

10．議長は、推進会議の終了後、当該推進会議の議事録を作成し、推進会議に諮った上で、これを公表する。ただし、議事録が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、議長は、推進会議に諮った上で、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

11．推進会議の庶務は、厚生労働省死因究明等推進本部事務局において処理する。

12．この決定に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、本部長が定める。

16　死因究明等推進計画（令和６年７月５日閣議決定）

はじめに

死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）は、国民が安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与するものであり、高い公益性を有するものである。近年、一層の高齢化の進展に伴う死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症の流行下においてみられたような新興感染症の脅威、大規模災害の発生リスク等に鑑み、死因究明等とその体制強化の重要性は、引き続き高い水準にある。

死因究明等の推進体制については、これまで国において、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「法」という。）及び令和３年度に策定された死因究明等推進計画（以下「計画」という。）に基づき、大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備等の施策を図るとともに、令和５年２月末までには、全ての都道府県に死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）が設置されたほか、解剖のための施設や設備整備等のための各種補助制度の活用が進むなど、一定の成果が見られた。また、令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震においては、過去の大規模災害の教訓、令和３年度に策定された計画に基づいた取組等により、関係機関で連携し、必要な検案体制を整えるなどの取組も見られたところである。

一方で、死因究明等に係る人材の育成及び確保、体制の効果的な運用等は、引き続き課題となっている。この点、法においては、施策の進捗状況等を踏まえ、３年に１回、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとされている。

法に基づく計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに死因究明等に関する施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、令和５年度に、５回にわたり、死因究明等推進計画検証等推進会議が開催され、議論が行われた。

本計画は、施策の進捗状況や同推進会議での議論等を踏まえつつ、法において定めるものとされた死因究明等に関し講ずべき施策等について定めたものであり、国は、本計画に基づき、引き続き、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとする。

1　現状と課題

(1) 現状

我が国における年間死亡数は、高齢化により増加傾向にあり、平成15年に100万人を超え、令和４年には156万9,050人となっている。今後も年間死亡数は増加傾向を示すことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和22年には約166万5,000人にまで増加することが予想されている。

また、警察における死体取扱数（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。）については、平成25年から令和３年までは年間約16万体から約17万体で推移していたところ、令和４年は19万6,103体、令和５年は19万8,664体と、いずれも19万体を上回っており、今後、我が国の年間死亡数の高まりとともに、更に増加していく可能性がある。

さらに、死亡場所に関して、近年は、医療機関以外の場所における死亡が増加傾向にあり、社会の変化すなわち家族や生活の有り様の変化による傾向の変化に引き続き注視する必要がある。

これらの死亡の死因究明等を行う体制については、依然として地域によって差異がある。

都道府県において解剖等を担う大学等の法医学教室の人員数については、令和４年５月１日現

在５人以下の人員となっている県が 31 県あり、そのうち常勤の医師が１人以下である県が 10 県あるなど、人材の不足が顕著に見受けられる。加えて、今後法医学教室の常勤の医師の定年退職者の増加も見込まれている。

さらに、死因究明結果の活用についても、監察医解剖が行われている都府県では、監察医施設を中核として衛生行政の一環として死因究明を行った結果の分析や考察が公表されているが、それ以外の地域においては、こうした公衆衛生的観点からの分析等は未だほとんど行われていない状況にある。

こうした状況の中、法において、各地方公共団体は、死因究明等に係る施策の推進、検証及び評価を行うため、地方協議会を設けるよう努めることが規定されているところ、令和５年２月末までに、全ての都道府県に地方協議会が設置された。

(2) 課題

上述のとおり、死亡数の増加や、家族や生活の有り様の変化等により検案の実施体制への負荷が増大することが見込まれるとともに、近年自然災害が繰り返し発生し、大規模災害も予見されるほか、新型コロナウイルス感染症の流行下においてみられたような新興感染症の脅威も存在している。しかしながら、我が国では未だに死因究明等の重要性が十分に認識され、充実した体制が取られているとは言い難い。その実施に係る人材の育成及び確保並びに体制整備は引き続き喫緊の課題である。

人材育成等の面においては、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であるところ、解剖を担う大学の法医学者を始めとした法医学教室の人員確保並びに検案する医師等の人材育成及び確保が急務となっている。とりわけ、各都道府県内の解剖を一手に引き受ける大学の法医学教室において、今後定年退職を迎える法医学者が更に増えていく見込みの中、未だ常勤の医師が１人で、解剖を補助する人材も少ない状況が見受けられるなど、その体制の脆弱性が課題となっている。また、医師の働き方改革に伴い、令和６年４月より医師の時間外・休日労働の上限規制が開始され、大学において臨床医の確保の必要性が高まる中にあっても、法医学教室の人員確保が重要であることを再認識する必要がある。検案する医師についても、裾野の広がりが見られる一方で、死亡診断書と死体検案書の別が未だ十分に理解されているとは言い難いことから、広く臨床医等に対し、引き続き死亡診断書と死体検案書の使用場面の別を周知することで、検案する医師の負担を減少させることも重要である。また、依然として、検案する医師の高齢化や人員不足に悩まされている地方公共団体も少なくない。こうした死因究明等を担う人材を確保していくためには、死因究明等の公益性及び重要性を社会全体で共有するとともに、法医学者や検案する医師等の適切な処遇の確保を推進することや、法医学に携わる者の活躍の場やキャリアパスの確保も重要である。

また、死因究明等が適切に実施されるためには、人員の確保とともにその資質の向上も必要であり、検案及び死亡時画像診断に関する研修の充実や、大学の医学教育、歯学教育及び薬学教育における死因究明等に関する内容の充実が求められる。

さらに、我が国の死因究明等の質の向上及び体制強化を図るためには、これらを支える大学の教育及び研究体制を充実することが不可欠である。このため、大学間や学部間の連携を強化し、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備及び拡大を図っていくことも重要な課題である。

地域の体制面については、その実情に応じて、死因究明等の人材が確保され、専門的機能を有す

る体制が整備されるよう、各地方公共団体において必要な施策が形成されることが求められる。そのためには、全ての都道府県に設置された地方協議会における議論をより活性化及び深化させることで、域内の関係者が課題を共有し、課題への迅速かつ的確な対応方策を立案し、連携して実行することが可能な人的基盤や、地方公共団体による独自の取組を実施する素地を作る必要がある。しかし、現状においては、地方協議会の都道府県ごとの活動の差は大きく、全国的な死因究明等に係る質の均てん化の観点からも、この活性化等を促すことは重要な課題である。

また、地震、津波、洪水等による大規模災害が発生した際には、検案及び身元確認のために、多大な人員を動員することとなるが、そのような状況はいつ、どこにおいても起こり得るものである。既に地方公共団体において地域防災計画が策定されているところであるが、各都道府県は、このような非常時に対応できるよう、地方協議会等を活用して、あらかじめ各都道府県の医師会、歯科医師会を始め、警察、保健所、郡市区等の医師会、歯科医師会等の実務を担う関係者が日頃から顔が見える関係性の構築に努めることも、効果的かつ効率的な体制の運用につながる必要な取組である。

死因究明において、医師によって解剖、検査等が必要と判断された場合には、その適切な実施が担保される体制が、全ての都道府県において構築される必要がある。現状では、地方公共団体において、公衆衛生の向上、増進等を目的とした、医師によって必要と判断された解剖、検査等の件数が少ない傾向が見られるほか、その実施の状況も地方公共団体によって差が大きく、得られた知見を社会に還元する機能に乏しいといえること等から、地域における死因究明体制が、少なくとも医師によって必要と判断された解剖、検査等が確実に行われる体制となるよう速やかに対応を推進することが必要である。また、解剖によって確実な死因を知ることは、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するものであることから、公衆衛生の向上、増進等を目的とした解剖の実施は、あくまで医学的見地からの判断に基づきつつも、遺族に寄り添うことで遺族感情の保護等に資する側面を有することを勘案する必要もあろう。

また、死因究明等の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、公衆衛生の向上、増進等のために活用され、災害、事故、犯罪、虐待等における被害の拡大防止や、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与するよう、広く一般に発信及び周知されることのほか、関係法令との整合性を図りつつ、検案結果や解剖結果、歯科診療情報等のデータベース化を進め、広く活用できるようにすることが重要である。

2　死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

(1) 死因究明等の到達すべき水準

死因究明等の推進は、安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会を実現することを目的とし、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、以下に示す水準を目指して行われるものとする。

ⅰ）死因究明等が、国及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。

ⅱ）必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。

ⅲ）全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。

ⅳ）死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用され、災害、事故、犯罪、虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること。

なお、令和３年度から定期的に、死因究明等に関する施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査を行っているところであるが、今後も引き続き、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態把握を行い、これらの到達すべき水準を満たすために必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。

(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方

死因究明等に関する施策については、国及び地方公共団体が、法の基本理念にのっとり、到達すべき水準を目指して、法第 10 条から第 18 条までに掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とする。

国は、「３　死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された具体的な施策を実施する責務を有する。

地方公共団体は、「３　死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、地方協議会を通じて、当該施策の実施を推進し、実施状況を検証及び評価するものとする。

なお、ここでいう地方公共団体とは、原則として都道府県を指すが、監察医制度や政令指定都市、中核市の有無等の地域の実情に応じて、市区町村単位で施策の推進や啓発を行う体制を構築することや、都道府県境を越えたより広域で連携を行うことも考えられる。

大学は、法の基本理念にのっとり、「３　死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

国、地方公共団体及び大学のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、「３　死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することが求められる。

「３　死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された施策の対象期間は、特に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、本計画策定後３年程度を目安とする。

3　死因究明等に関し講ずべき施策

(1) 死因究明等に係る人材の育成等（法第 10 条）

（医師、歯科医師等の育成及び資質の向上）

○　文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。（文部科学省）　【施策番号１】

○　文部科学省において、医学、歯学、薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。（文部科学省）　【施策番号２】

○　厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。（厚生労働省）　【施策番号３】

○　厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業等により、解剖や死亡時画像診断等の事例を収集するとともに、その成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質及び能力の向上を図る。（厚生労働省）　【施策番号４】

○　警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質及び能力の向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

　また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号５】

○　検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖、検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

　また、死亡時画像を読影する医師が、解剖等の結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号６】

○　厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）　【施策番号７】

○　厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報について、日本医師会に委託してモデル的に収集及び分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。その際、より多くの情報を収集できるよう、医療機関等に対して本事業への協力を働きかけるとともに、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）　【施策番号８】

○　死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。（警察庁）　【施策番号９】

○　文部科学省において、日本医師会又は日本歯科医師会と連携した医師又は歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施及び協力について、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。（文部科学省）　【施策番号 10】

○　都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 11】

○　文部科学省において、医学部、歯学部及び薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。（文部科学省）　【施策番号 12】

○　文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について周知するため、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、法や本計画等の内容について、周知を図る。（文部科学省）　【施策番号 13】

○　厚生労働省において、研修医が死因究明に係る医師の社会的役割やその重要性を認識できる機会の創出に資するよう、臨床研修において保健医療行政の選択研修を行う場合に、法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であることを医師臨床研修指導ガイドラインに明示するなどしてその周知を図る。（厚生労働省）　【施策番号 14(新規)】

（警察等の職員の育成及び資質の向上）

○　警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教育訓練を実施しているところ、これらの教育訓練がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実を図る。（警察庁）　【施策番号 15】

○　警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識及び技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成、配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図る。（警察庁）　【施策番号 16】

○　海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。（海上保安庁）　【施策番号 17】

○　海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識及び技能の維持及び向上のための研修を実施しているところ、これら研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図る。（海上保安庁）　【施策番号18】

○　警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質及び能力の向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 19（５の再掲）】

○　都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 20（11 の再掲）】

(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第 11 条）

○　文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。（文部科学省）　【施策番号 21（１の再掲）】

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第 12 条）

○　厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。

公衆衛生の向上、増進等に活用される体制整備の推進を図る方策として、例えば、各地方公共団体に対し、死因究明を行う専門的な機関である死因究明センターを設置し、検案及び解剖体制、薬毒物検査及び死亡時画像診断等の検査体制、それら事務を管理する体制づくりの方策を示すことや、地域医療対策協議会における地域枠医師等の活用の検討等の人材確保方策のほか、限りある財源の中で、いかにして体制を整備していくか、具体例を掲示するなどして地方公共団体における検討を支援すること等が考えられる。（厚生労働省）　【施策番号 22】

○　厚生労働省において、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となる死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの充実を図り、その活用を促す。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体ごとの死因究明等の施策に関する計画の策定、法医等の人材の確保方策の検討等、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証、評価及び改善のサイクルの形成を促す。（厚生労働省）　【施策番号 23】

○　厚生労働省において、死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、引き続き、定期的に、関係省庁の協力を得ながら、地方公共団体の負担を考慮しつつ、施策の実施体制、実績等に関する横断的な実態調査を行う。（厚生労働省）　【施策番号 24】

○　厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。（厚生労働省）　【施策番号 25】

○　厚生労働省において、地方公共団体に対し、地域の状況を踏まえながら死因究明等の推進に向けた施策の議論が深められるよう、地方協議会の積極的な開催を促すとともに、必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、地方協議会における各都道府県内の対応可能施設等の把握及び連携の強化を図る取組を促すほか、地方協議会の下で開催される研修等への支援等、必要な協力を行う。（厚生労働省）　【施策番号 26】

○　関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関又は団体に対し、地方協議会の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。（厚生労働省、警察庁、こども

家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、海上保安庁）　【施策番号 27】

○　関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案の実施体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）　【施策番号 28】

○　関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）　【施策番号 29】

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第 13 条）

○　今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、警察庁において、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況を確認することができる映像伝送装置の整備及び活用を推進するなど、一層効果的かつ効率的な検視官の運用を図る。（警察庁）　【施策番号 30】

○　警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号。以下「死因・身元調査法」という。）に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整し、これらの解剖の委託経費に関する必要な見直しを行うなど、必要な解剖を確実に実施するための取組を推進する。（警察庁）　【施策番号 31】

○　警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。（警察庁）　【施策番号 32】

○　警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携を強化するとともに、検査に必要な体制を確保する。（警察庁）　【施策番号 33】

○　警察等において、必要な死亡時画像診断の確実な実施を図るため、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係を構築及び強化する。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 34】

○　警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、ＤＮＡ型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところであり、当該システムを適正かつ効果的に運用する。（警察庁）　【施策番号 35】

○　警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なＤＮＡ型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。（警察庁）　【施策番号 36】

○　海上保安庁において、引き続き、検視等を担当する鑑識官の配置の拡充を図り、検視等の実施体制の充実を図る。（海上保安庁）　【施策番号 37】

○　海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。（海上保安庁）　【施策番号 38（17 の再掲）】

○　海上保安庁において、引き続き、死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図る。（海上保安庁）

【施策番号 39】

○　海上保安庁において、引き続き、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化を図る。（海上保安庁）　【施策番号 40】

○　海上保安庁において、身元不明死体に係るＤＮＡ型鑑定、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化を図る。（海上保安庁）　【施策番号 41】

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第 14 条）

(検案の実施体制の充実)

○　関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案の実施体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）

【施策番号 42（28 の再掲）】

○　厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。（厚生労働省）　【施策番号 43（３の再掲）】

○　厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業等により、解剖や死亡時画像診断等の事例を収集するとともに、その成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質及び能力の向上を図る。（厚生労働省）　【施策番号 44（４の再掲）】

○　厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）

【施策番号 45（７の再掲）】

○　厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。（厚生労働省）

【施策番号 46（25 の再掲）】

○　厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報について、日本医師会に委託してモデル的に収集及び分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。その際、より多くの情報を収集できるよう、医療機関等に対して本事業への協力を働きかけるとともに、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）　【施策番号 47（８の再掲）】

○　検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖、検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

　また、死亡時画像を読影する医師が、解剖等の結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。（警察庁、海上保安庁）

【施策番号 48（６の再掲）】

○　厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。（厚生労働省）　【施策番号 49】

○　厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、研究成果を取りまとめるとともに、地方公共団体への還元、周知等を図る。（厚生労働省）　【施策番号 50】

○　厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書（死体検案書）の様式や電子的交付について、関係省庁と連携して、政府全体のデジタル化の取組も踏まえながら検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。（厚生労働省）　【施策番号 51】

○　厚生労働省において、検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、検案に従事する臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を、引き続き、全国的に運用し、より一層その普及啓発を進めるなど、相談体制の充実を図る。（厚生労働省）　【施策番号 52】

○　文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。（文部科学省）

【施策番号 53】

（解剖等の実施体制の充実）

○　厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。（厚生労働省）

【施策番号 54（25 の再掲）】

○　厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査等を行うための施設及び設備を整備する費用を支援する。（厚生労働省）　【施策番号 55】

○　厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。（厚生労働省）

【施策番号 56（49 の再掲）】

○　文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。（文部科学省）

【施策番号 57（53 の再掲）】

(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用（法第 15 条）

(薬物及び毒物に係る検査の活用)

○　厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。(厚生労働省)

【施策番号 58（25 の再掲）】

○　厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査等を行うための施設及び設備を整備する費用を支援する。(厚生労働省)　【施策番号 59（55 の再掲）】

○　厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。(厚生労働省)

【施策番号 60（49 の再掲）】

○　厚生労働省において、死因究明に係る薬毒物検査が適切に実施できるよう、標準品の整備なども含め、各地域における死因究明等の体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促すための方策を検討し、必要な支援を行う。(厚生労働省)　【施策番号 61】

○　警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。(警察庁)　【施策番号 62（32 の再掲）】

○　警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等を図るほか、必要があると認める場合には、科学捜査研究所における定性検査を実施するなど薬毒物検査の適切な実施を図る。(警察庁)　【施策番号 63】

○　警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携を強化するとともに、検査に必要な体制を確保する。(警察庁)

【施策番号 64（33 の再掲）】

○　海上保安庁において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底を図るほか、引き続き、必要があると認める場合には、確実に薬毒物に係る定性検査の実施を図る。(海上保安庁)【施策番号 65】

○　文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省)

【施策番号 66（53 の再掲）】

(死亡時画像診断の活用)

○　厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。(厚生労働省)

【施策番号 67（25 の再掲）】

○　厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査等を行うための施設及び設備を整備する費用を支援する。（厚生労働省）　【施策番号 68（55 の再掲）】

○　厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。（厚生労働省）
【施策番号 69（49 の再掲）】

○　厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）
【施策番号 70（７の再掲）】

○　厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報について、日本医師会に委託してモデル的に収集及び分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。その際、より多くの情報を収集できるよう、医療機関等に対して本事業への協力を働きかけるとともに、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）　【施策番号 71（８の再掲）】

○　警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携を強化するとともに、検査に必要な体制を確保する。（警察庁）
【施策番号 72（33 の再掲）】

○　警察等において、必要な死亡時画像診断の確実な実施を図るため、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係を構築及び強化する。（警察庁、海上保安庁）【施策番号 73（34 の再掲）】

○　文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。（文部科学省）
【施策番号 74（53 の再掲）】

(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第 16 条）

○　関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）　【施策番号 75（29 の再掲）】

○　警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、ＤＮＡ型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところであり、当該システムを適正かつ効果的に運用する。（警察庁）
【施策番号 76（35 の再掲）】

○　警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なＤＮＡ型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を

図る。（警察庁）　【施策番号 77（36 の再掲）】

○　厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けて、政府全体のデジタル化の取組も踏まえながら、「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効果的かつ効率的に収集するための方策について、関係法令との整合性を図りつつ個人情報等の取扱いも含めて検討するとともに、全国の歯科医療関係者に周知を行うなど、標準化された歯科診療情報を収集及び活用するための整備を図る。また、レントゲン画像等の電子カルテ等に保存されている口腔診査情報以外の歯科診療情報の活用の可能性についても検討を行う。（厚生労働省）　【施策番号 78】

○　海上保安庁において、身元不明死体に係るＤＮＡ型鑑定、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化を図る。（海上保安庁）【施策番号 79（41 の再掲）】

（8）死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第 17 条）

（死因究明により得られた情報の活用）

○　警察等において、死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 80】

○　厚生労働省において、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、その登録件数を拡大させるとともに、より幅広い利用者及び利用目的による運用の可能性について検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。（厚生労働省）　【施策番号 81】

○　厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業等により、解剖や死亡時画像診断等の事例を収集するとともに、その成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質及び能力の向上を図る。（厚生労働省）　【施策番号 82（４の再掲）】

○　警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質及び能力の向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 83（５の再掲）】

○　死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。（警察庁）　【施策番号 84（９の再掲）】

○　検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖、検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

　また、死亡時画像を読影する医師が、解剖等の結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。（警察庁、海上保安庁）

【施策番号 85（６の再掲）】

○　厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書（死体検案書）の様式や電子的交付について、関係省庁と連携して、政府全体のデジタル化の取組も踏まえながら検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。（厚生労働省）　【施策番号 86（51 の再掲）】

○　こども家庭庁において、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業について、同事業から得られた体制整備に関する課題を検討し、その結果を反映させながら推進する。あわせて、同事業における好事例の横展開や予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review（以下「ＣＤＲ」という。））に関する普及啓発を図る。こうした取組を通じて、関係法令の趣旨、ＣＤＲの必要性及び重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、ＣＤＲの体制整備に必要な検討を進めていく。（こども家庭庁、厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省、海上保安庁）【施策番号 87】

○　こども家庭庁において、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。（こども家庭庁）　【施策番号 88】

（死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進）

○　司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 47 条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。（警察庁、法務省、海上保安庁）　【施策番号 89】

○　犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努める。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 90】

○　解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努める。（警察庁、海上保安庁）　【施策番号 91】

○　遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることを死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルに記載しているところ、日本医師会等を通じてその旨を周知する。（厚生労働省）　【施策番号 92】

(9) 情報の適切な管理（法第 18 条）

○　死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。（厚生労働省、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、海上保安庁）　【施策番号 93】

4　推進体制等

(1) 推進体制と本計画の見直し

法第 19 条第７項においては、政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、３年に１回、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととされている。

本規定に基づき、国は、本計画策定後３年を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直すこととする。加えて、死因究明等を巡る状況変化を的確に捉えた上で施策を推進することが重要であることから、関係省庁間において各施策について少なくとも毎年１回のフォローアップを行い、必要な改善方策について検討する機会を、引き続き設けることとする。

(2) 中長期的な課題について

「３　死因究明等に関し講ずべき施策」において記載したとおり、本計画においては、引き続き、国が死因究明等の実務の主体となる地方公共団体や大学の体制等について基礎的な調査を行い、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態を把握することとしている。把握したデータに基づき、今後、国において施策の評価や地域間の比較を行い、必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。その中で、法医学や検案に対する関心の拡大を図りながら、法医学者や検案する医師等の人材のキャリアパスを含めた処遇や、解剖や検案等を補助する人材への法医学教育等の実施を含めた育成及び確保の推進、法医学教室等の地域の死因究明等を担う機関への支援の在り方についても検討することとする。また、新興感染症の脅威を踏まえ、検視又は調査、身元確認、検案、解剖等に携わる者の安全確保に向けた方策についても引き続き検討するほか、地方協議会等を活用した、地方公共団体横断的な取組のあり方についても検討する。

さらに、政府においてデジタル社会の実現に向けた様々な情報共有及び活用の検討が進められる中で、検案する医師が、死者の医療情報を迅速かつ確実に把握できるような、検案の高度化等を図る仕組みの構築の可能性についても、検討を加えていくこととする。

17　我が国における死因究明のための解剖制度（概要）

我が国における死因究明のための解剖制度（概要）

根拠条文	刑事訴訟法 第168条　等	死因・身元調査法 第６条	死体解剖保存法 第８条	死体解剖保存法 第７条	食品衛生法 第64条	検疫法 第13条
対象死体	犯罪死体又は犯罪死体の疑いがある死体	左記以外の死因不明の死体であって、被害の拡大・再発防止措置を講ずる必要があるかどうかを判断する上で、解剖を実施することが特に必要なもの	政令で定める地域（東京23区、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市）内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因不明の死体であって、検案によっても死因の判明しないもの	公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため解剖を実施することが特に必要な死体等	食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体であって、原因調査上必要があると認められるもの	検疫感染症につき、船舶等に対する病原体の有無に関する検査について解剖を行う必要があると認める死体
実施主体	検察官、 司法警察員　等	警察署長 海上保安部長等	都道府県知事	解剖を行う医師等	都道府県知事等	検疫所長
裁判官の発する許可状の要否 （実施要件）	必要	不要				
遺族の承諾 （実施要件）	不要			原則必要		

18　死因究明等施策関係予算

死因究明等推進施策関係予算状況調べ（令和8年度予算額）

（単位：百万円）

	内　　容	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	対前年度 増減額
警察庁	小　　計	3,575	3,690	116
	司法解剖に要する経費	2,623	2,633	10
	検視に要する経費	165	168	2
	死体の調査及び検査に要する経費	424	493	69
	死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費	287	327	41
	死体関連初動捜査の推進に要する経費	1	1	0
	検視支援装置の整備に要する経費	14	6	△8
	遺体保冷庫の整備に要する経費	5	5	△0
	死体取扱業務に係る教養に要する経費	46	48	1
	身元確認のための歯牙鑑定に要する経費	10	10	0
法務省	小　　計	138	135	△3
	司法解剖に伴う経費	135	132	△3
	検視に要する経費	3	3	0
文部科学省	小　　計	0	10	10
	死因究明に資する大学の法医学人材養成に関する調査研究		10	10
厚生労働省	小　　計　（内数としているものを除く。）	374	259	△114
	死因究明拠点整備モデル事業	78	61	△17
	死亡時画像診断システム等整備事業	医療施設等設備整備費補助金（2,279百万円）及び医療施設等施設整備費補助金（2,055百万円）の内数	医療施設等設備整備費補助金（2,385百万円）及び医療施設等施設整備費補助金（2,410百万円）の内数	－
	異状死死因究明支援事業	209	111	△97
	異状死死因究明支援事業等に関する検証事業（デジタル庁において一括計上）	9	9	0
	死体検案講習会事業	20	20	0
	死亡時画像読影技術等向上研修事業	11	11	0
	死体検案医を対象とした死体検案相談事業	27	27	0
	歯科情報の利活用推進事業	15	14	△1
	JDAT養成支援事業	5	6	1
こども家庭庁	小　　計　（内数としているものを除く。）	103	110	7
	予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）体制整備モデル事業	103	110	7
	予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業	母子保健衛生対策推進事業委託費（282百万円）の内数	母子保健衛生対策推進事業委託費（321百万円）の内数	－
海上保安庁	小　　計	111	132	22
	解剖経費	55	61	7
	死亡時画像診断経費	4	4	0
	歯牙鑑定経費	1	1	0
	検視等医師立会経費	1	1	0
	死因究明等に係る研修経費	9	12	3
	検視及び死体の調査・検査等に要する経費	41	53	12
	総　　計	4,300	4,337	37

（注）施策・事業の予算額はそれぞれ四捨五入しているので、合計や差額と一致しない箇所がある。

19　法医学教室における体制及び死体取扱状況

都道府県	令和７年５月１日時点			令和７年中							
	大学等の法医学教室の設置数	大学等の法医学教室の医師数（常勤職員）	大学等の法医学教室の医師数（大学院生等）	大学等の法医学教室の取扱死体数	うち解剖実施体数	うち司法解剖	うち調査法解剖	うちその他の解剖	うち死亡時画像診断実施体数	うち薬毒物定性検査実施体数	うち身元確認のためのDNA型検査実施体数
全国	83	164	82	24,744	15,042	10,728	3,150	1,164	13,013	8,227	106
北海道	3	5	3	3,330	1,033	993	36	4	3,308	976	2
青森県	1	2	1	246	246	243	3	0	0	168	0
岩手県	1	1	0	192	183	149	34	0	183	69	0
宮城県	2	6	2	483	483	338	145	0	278	180	0
秋田県	1	1	0	220	220	200	20	0	220	165	0
山形県	1	1	1	265	265	179	86	0	0	0	0
福島県	1	3	0	396	169	154	15	0	381	17	0
茨城県	1	5	2	192	192	192	0	0	116	155	0
栃木県	2	4	2	290	290	217	73	0	0	20	0
群馬県	1	2	0	759	197	163	34	0	759	0	0
埼玉県	2	3	1	264	264	232	32	0	131	128	0
千葉県	3	11	4	835	796	666	125	5	581	629	0
東京都	12	21	21	3,826	2,175	518	743	914	1,432	961	0
神奈川県	5	10	1	3,056	1,132	902	215	15	1,061	286	40
新潟県	1	3	0	544	197	187	10	0	362	166	0
富山県	1	2	0	192	192	182	10	0	0	0	0
石川県	2	2	0	153	153	146	7	0	12	9	0
福井県	1	2	0	396	100	83	17	0	396	0	0
山梨県	1	2	1	80	80	70	10	0	0	0	0
長野県	1	1	0	225	225	225	0	0	157	118	63
岐阜県	1	1	0	133	133	121	12	0	0	0	0
静岡県	1	3	1	283	223	202	21	0	108	82	0
愛知県	4	6	0	454	454	237	217	0	0	196	0
三重県	1	1	0	157	157	145	12	0	0	116	0
滋賀県	1	4	11	216	206	175	31	0	150	0	0
京都府	2	6	5	1,127	339	233	85	21	1,127	188	0
大阪府	5	8	7	1,000	983	794	106	83	480	586	1
兵庫県	2	5	1	877	877	348	426	103	0	334	0
奈良県	1	2	1	216	214	194	20	0	0	0	0
和歌山県	1	7	1	222	219	174	45	0	214	206	0
鳥取県	1	1	1	114	78	53	25	0	113	0	0
島根県	1	1	3	128	111	89	22	0	0	76	0
岡山県	2	2	1	181	161	94	67	0	0	148	0
広島県	1	3	1	93	93	88	5	0	68	65	0
山口県	1	2	0	142	124	103	21	0	0	76	0
徳島県	1	1	0	182	73	64	9	0	51	0	0
香川県	1	2	0	151	141	124	17	0	101	13	0
愛媛県	1	2	0	159	140	116	24	0	156	10	0
高知県	1	2	2	86	84	77	7	0	0	41	0
福岡県	4	4	1	441	385	315	70	0	78	331	0
佐賀県	1	1	0	127	122	88	34	0	83	58	0
長崎県	1	3	3	1,200	194	181	12	1	626	1,200	0
熊本県	1	2	2	195	150	135	15	0	92	142	0
大分県	1	2	0	150	145	127	18	0	10	0	0
宮崎県	1	2	0	80	80	73	7	0	30	0	0
鹿児島県	1	1	2	205	144	113	31	0	149	130	0
沖縄県	1	3	0	481	420	226	176	18	0	182	0

※　本表において、大学等の法医学教室とは、大学の法医学に関する講座等及び法医解剖を実施している講座等並びに防衛医科大学校の法医学講座をいう。本表は、大学等の法医学教室に対して調査・回答を依頼し、令和７年６月までに得た当該回答を当該法医学教室が置かれている都道府県別に集計したものである。

※　死亡時画像診断実施体数、薬毒物定性検査実施体数及び身元確認のためのDNA型検査実施体数の欄に計上している数には、外部機関に委託して実施したものの数は含まない。

※　薬毒物定性検査実施体数の欄には、ガス（又は液体）クロマトグラフを用いて当該検査を実施した死体の数を計上している。

20　監察医務機関における体制及び死体取扱状況

都道府県	令和７年５月１日時点		令和７年中							
	監察医務機関の医師数（常勤職員）	監察医務機関の医師数（非常勤職員）	監察医務機関の取扱死体数	うち解剖実施体数	うち司法解剖	うち調査法解剖	うちその他の解剖	うち死亡時画像診断実施体数	うち薬毒物定性検査実施体数	うち身元確認のためのDNA型検査実施体数
全国	15	106	23,389	3,661	0	6	3,655	4,535	736	0
東京都	12	62	16,163	2,261	0	0	2,261	2,421	654	0
神奈川県	未設置									
愛知県	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	1	25	5,728	316	0	6	310	2,114	82	0
兵庫県	2	13	1,498	1,084	0	0	1,084	0	0	0

※　本表は、監察医を置くべき地域を定める政令に規定された地域を管轄する都府県に対して調査・回答を依頼し、令和７年６月までに得た当該回答を集計したものである。
※　死亡時画像診断実施体数、薬毒物定性検査実施体数及び身元確認のためのDNA型検査実施体数の欄に計上している数には、外部機関に委託して実施したものの数は含まない。
※　薬毒物定性検査実施体数の欄には、ガス（液体）クロマトグラフを用いて当該検査を実施した死体の数を計上している。

21　海上保安庁における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況

管区 海上保安本部	令和7年4月1日	令和7年中											
	鑑識官数	死体取扱数	うち鑑識官臨場数	鑑識官臨場率	うち解剖実施体数	うち司法解剖	うち調査法解剖	うちその他の解剖	解剖率	うち薬毒物検査の実施体数	実施率	うち死亡時画像診断の実施体数	実施率
全国	100	329	180	54.7%	189	181	8	0	57.4%	131	39.8%	85	25.8%
第一管区 海上保安本部	14	12	12	100.0%	8	8	0	0	66.7%	3	25.0%	3	25.0%
第二管区 海上保安本部	10	16	16	100.0%	10	9	1	0	62.5%	5	31.3%	5	31.3%
第三管区 海上保安本部	14	60	28	46.7%	42	37	5	0	70.0%	22	36.7%	12	20.0%
第四管区 海上保安本部	6	31	19	61.3%	16	16	0	0	51.6%	15	48.4%	9	29.0%
第五管区 海上保安本部	10	18	5	27.8%	9	8	1	0	50.0%	8	44.4%	6	33.3%
第六管区 海上保安本部	11	38	2	5.3%	10	10	0	0	26.3%	22	57.9%	15	39.5%
第七管区 海上保安本部	12	53	28	52.8%	30	30	0	0	56.6%	22	41.5%	19	35.8%
第八管区 海上保安本部	6	24	18	75.0%	13	13	0	0	54.2%	8	33.3%	5	20.8%
第九管区 海上保安本部	6	14	12	85.7%	8	8	0	0	57.1%	6	42.9%	4	28.6%
第十管区 海上保安本部	6	22	5	22.7%	11	11	0	0	50.0%	11	50.0%	7	31.8%
第十一管区 海上保安本部	5	41	35	85.4%	32	31	1	0	78.0%	9	22.0%	0	0.0%

※　第一管区海上保安本部が所轄する区域は、北海道である。
※　第二管区海上保安本部が所轄する区域は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県である。
※　第三管区海上保安本部が所轄する区域は、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県である。
※　第四管区海上保安本部が所轄する区域は、岐阜県、愛知県及び三重県である。
※　第五管区海上保安本部が所轄する区域は、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の一部、和歌山県、徳島県及び高知県である。
※　第六管区海上保安本部が所轄する区域は、岡山県、広島県、山口県の一部、香川県及び愛媛県である。
※　第七管区海上保安本部が所轄する区域は、山口県の一部、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県である。
※　第八管区海上保安本部が所轄する区域は、福井県、京都府、兵庫県の一部、鳥取県及び島根県である。
※　第九管区海上保安本部が所轄する区域は、新潟県、長野県、富山県及び石川県である。
※　第十管区海上保安本部が所轄する区域は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県である。
※　第十一管区海上保安本部が所轄する区域は、沖縄県である。
※　鑑識官とは、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする海上保安官をいう。
※　薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

22　都道府県警察における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況（刑事関係）

都道府県警察	令和7年４月１日時点	令和7年中											
	検視官数	死体取扱数	うち検視官臨場数	検視官臨場率	うち解剖実施体数	うち司法解剖	うち調査法解剖	うちその他の解剖	解剖率	うち薬毒物検査の実施体数	実施率	うち死亡時画像診断の実施体数	実施率
全国	403	204,562	169,073	82.7%	20,275	9,859	3,886	6,530	9.9%	193,126	94.4%	20,020	9.8%
北海道警察	19	9,412	8,943	95.0%	993	949	40	4	10.6%	8,639	91.8%	2,282	24.2%
青森県警察	7	2,466	2,223	90.1%	235	232	3	0	9.5%	2,219	90.0%	193	7.8%
岩手県警察	7	2,136	1,920	89.9%	178	143	35	0	8.3%	1,935	90.6%	33	1.5%
宮城県警察	6	3,733	3,482	93.3%	457	310	147	0	12.2%	3,412	91.4%	156	4.2%
秋田県警察	5	1,478	1,474	99.7%	208	190	18	0	14.1%	1,265	85.6%	101	6.8%
山形県警察	8	1,751	1,656	94.6%	260	174	86	0	14.8%	1,536	87.7%	401	22.9%
福島県警察	7	3,467	2,897	83.6%	153	138	15	0	4.4%	3,359	96.9%	1,538	44.4%
茨城県警察	9	5,424	4,882	90.0%	415	354	45	16	7.7%	4,953	91.3%	321	5.9%
栃木県警察	6	3,834	3,580	93.4%	250	178	72	0	6.5%	3,781	98.6%	241	6.3%
群馬県警察	6	3,480	3,321	95.4%	200	167	33	0	5.7%	3,428	98.5%	863	24.8%
埼玉県警察	17	11,982	9,511	79.4%	492	423	55	14	4.1%	10,639	88.8%	634	5.3%
千葉県警察	16	11,377	11,193	98.4%	639	516	121	2	5.6%	11,033	97.0%	720	6.3%
警視庁	31	25,190	16,291	64.7%	4,093	200	718	3,175	16.2%	24,541	97.4%	226	0.9%
神奈川県警察	19	15,009	8,348	55.6%	3,456	776	896	1,784	23.0%	14,482	96.5%	85	0.6%
新潟県警察	6	3,503	2,434	69.5%	185	167	10	8	5.3%	3,456	98.7%	104	3.0%
富山県警察	4	1,589	1,552	97.7%	178	168	10	0	11.2%	1,540	96.9%	2	0.1%
石川県警察	5	1,497	1,470	98.2%	148	142	6	0	9.9%	1,396	93.3%	236	15.8%
福井県警察	4	1,331	1,261	94.7%	91	74	17	0	6.8%	1,269	95.3%	354	26.6%
山梨県警察	5	1,270	1,270	100.0%	85	74	11	0	6.7%	1,209	95.2%	650	51.2%
長野県警察	7	3,016	2,369	78.5%	211	210	0	1	7.0%	2,761	91.5%	432	14.3%
岐阜県警察	6	2,432	2,096	86.2%	126	114	12	0	5.2%	2,319	95.4%	372	15.3%
静岡県警察	9	5,042	4,714	93.5%	220	202	17	1	4.4%	4,892	97.0%	457	9.1%
愛知県警察	17	8,918	5,868	65.8%	416	201	215	0	4.7%	8,390	94.1%	2,068	23.2%
三重県警察	5	2,880	2,128	73.9%	146	132	14	0	5.1%	2,786	96.7%	94	3.3%
滋賀県警察	5	1,987	1,842	92.7%	195	164	31	0	9.8%	1,908	96.0%	209	10.5%
京都府警察	7	3,541	3,362	94.9%	323	217	85	21	9.1%	2,847	80.4%	1,250	35.3%
大阪府警察	28	16,972	12,560	74.0%	1,157	738	112	307	6.8%	16,207	95.5%	145	0.9%
兵庫県警察	14	8,941	8,232	92.1%	1,906	307	422	1,177	21.3%	8,825	98.7%	465	5.2%
奈良県警察	7	2,345	2,204	94.0%	208	188	20	0	8.9%	2,294	97.8%	62	2.6%
和歌山県警察	7	1,681	1,601	95.2%	203	157	46	0	12.1%	1,499	89.2%	64	3.8%
鳥取県警察	7	1,093	1,093	100.0%	75	50	25	0	6.9%	1,074	98.3%	158	14.5%
島根県警察	5	1,171	1,121	95.7%	102	69	33	0	8.7%	1,140	97.4%	117	10.0%
岡山県警察	5	2,984	2,772	92.9%	140	73	67	0	4.7%	2,768	92.8%	432	14.5%
広島県警察	9	3,668	3,498	95.4%	91	85	6	0	2.5%	3,324	90.6%	342	9.3%
山口県警察	7	2,409	2,363	98.1%	109	88	21	0	4.5%	2,332	96.8%	108	4.5%
徳島県警察	4	1,120	1,098	98.0%	68	59	9	0	6.1%	1,098	98.0%	231	20.6%
香川県警察	4	1,660	1,359	81.9%	128	111	17	0	7.7%	1,613	97.2%	240	14.5%
愛媛県警察	7	2,238	2,185	97.6%	129	107	22	0	5.8%	2,140	95.6%	310	13.9%
高知県警察	4	1,213	1,204	99.3%	93	82	11	0	7.7%	1,082	89.2%	119	9.8%
福岡県警察	14	6,504	6,005	92.3%	365	295	70	0	5.6%	6,332	97.4%	267	4.1%
佐賀県警察	5	1,262	1,244	98.6%	105	71	34	0	8.3%	1,226	97.1%	182	14.4%
長崎県警察	7	1,784	1,504	84.3%	192	178	12	2	10.8%	1,663	93.2%	564	31.6%
熊本県警察	5	2,363	2,146	90.8%	132	117	15	0	5.6%	1,936	81.9%	666	28.2%
大分県警察	4	1,484	1,435	96.7%	119	102	17	0	8.0%	1,289	86.9%	623	42.0%
宮崎県警察	5	1,547	1,540	99.5%	88	79	9	0	5.7%	1,327	85.8%	381	24.6%
鹿児島県警察	6	2,195	1,848	84.2%	131	101	30	0	6.0%	2,015	91.8%	332	15.1%
沖縄県警察	6	2,183	1,974	90.4%	381	187	176	18	17.5%	1,947	89.2%	190	8.7%

※　検視官とは、原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として４年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家をいう。

※　死体取扱数には交通関係による死者は含まない。

※　薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

※　薬毒物検査の実施体数には、簡易薬毒物検査キットによる検査のほか、分析機器による検査を行ったものも含まれる。

23　都道府県警察における死体取扱状況（交通関係）

都道府県警察	令和7年中									
	死体取扱数	うち 解剖実施体数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の解剖	解剖率	うち 薬毒物検査の実施体数	実施率	うち 死亡時画像診断の実施体数	実施率
全国	3,259	559	511	13	35	17.2%	24	0.7%	18	0.6%
北海道警察	159	24	24	0	0	15.1%	0	0.0%	0	0.0%
青森県警察	31	6	6	0	0	19.4%	0	0.0%	0	0.0%
岩手県警察	50	9	9	0	0	18.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城県警察	53	10	10	0	0	18.9%	0	0.0%	0	0.0%
秋田県警察	37	7	6	1	0	18.9%	6	16.2%	0	0.0%
山形県警察	24	5	5	0	0	20.8%	0	0.0%	0	0.0%
福島県警察	56	16	16	0	0	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
茨城県警察	110	10	7	0	3	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
栃木県警察	94	21	21	0	0	22.3%	0	0.0%	0	0.0%
群馬県警察	65	11	7	4	0	16.9%	12	18.5%	4	6.2%
埼玉県警察	229	30	30	0	0	13.1%	0	0.0%	0	0.0%
千葉県警察	204	27	24	0	3	13.2%	0	0.0%	1	0.5%
警視庁	175	22	14	1	7	12.6%	0	0.0%	0	0.0%
神奈川県警察	180	58	57	1	0	32.2%	0	0.0%	10	5.6%
新潟県警察	69	11	11	0	0	15.9%	0	0.0%	0	0.0%
富山県警察	35	12	12	0	0	34.3%	0	0.0%	0	0.0%
石川県警察	38	8	8	0	0	21.1%	0	0.0%	0	0.0%
福井県警察	21	1	1	0	0	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
山梨県警察	29	5	5	0	0	17.2%	0	0.0%	0	0.0%
長野県警察	57	13	13	0	0	22.8%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県警察	63	7	6	1	0	11.1%	1	1.6%	1	1.6%
静岡県警察	77	14	11	3	0	18.2%	3	3.9%	0	0.0%
愛知県警察	133	9	9	0	0	6.8%	0	0.0%	0	0.0%
三重県警察	70	10	10	0	0	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀県警察	59	11	11	0	0	18.6%	0	0.0%	0	0.0%
京都府警察	56	13	13	0	0	23.2%	0	0.0%	0	0.0%
大阪府警察	128	29	29	0	0	22.7%	0	0.0%	0	0.0%
兵庫県警察	124	41	19	0	22	33.1%	0	0.0%	0	0.0%
奈良県警察	26	6	6	0	0	23.1%	0	0.0%	0	0.0%
和歌山県警察	49	8	8	0	0	16.3%	0	0.0%	0	0.0%
鳥取県警察	22	1	1	0	0	4.5%	0	0.0%	0	0.0%
島根県警察	28	2	2	0	0	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
岡山県警察	46	13	13	0	0	28.3%	0	0.0%	0	0.0%
広島県警察	59	4	4	0	0	6.8%	0	0.0%	0	0.0%
山口県警察	50	11	11	0	0	22.0%	0	0.0%	0	0.0%
徳島県警察	24	4	4	0	0	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
香川県警察	33	7	7	0	0	21.2%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛県警察	65	10	8	2	0	15.4%	2	3.1%	2	3.1%
高知県警察	30	2	2	0	0	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
福岡県警察	109	7	7	0	0	6.4%	0	0.0%	0	0.0%
佐賀県警察	23	6	6	0	0	26.1%	0	0.0%	0	0.0%
長崎県警察	30	5	5	0	0	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県警察	57	10	10	0	0	17.5%	0	0.0%	0	0.0%
大分県警察	43	9	9	0	0	20.9%	0	0.0%	0	0.0%
宮崎県警察	47	4	4	0	0	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県警察	44	3	3	0	0	6.8%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄県警察	48	7	7	0	0	14.6%	0	0.0%	0	0.0%

※　死体取扱数には刑事関係による死者は含まない。
※　薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。
※　薬毒物検査の実施体数には、簡易薬毒物検査キットによる検査のほか、分析機器による検査を行ったものも含まれる。